

平成 23 年 4 月 1 日からの登記印紙の取り扱いについて

特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）附則第 264 条等により、登記事項証明書等の交付請求のための登記手数料は、登記印紙に替えて収入印紙で納付することとなります。

登記印紙の廃止に伴う経過措置として、当分の間は登記印紙も使えます。（特別会計法第 382 条）

ただし、本年 4 月 1 日から登記手数料の改定（登記事項証明書 1 通 1000 円のところが 700 円に引き下げられる）が予定されており、現在の登記印紙の 1000 円券については、使用しにくくなることが予想されます。

お手持ちの登記印紙はなるべく早めにお使いください。

京都市中京区堺町通竹屋町上る橘町 81 番地
水原司法書士・土地家屋調査士事務所
TEL 075-211-1487 FAX 075-221-3121